

マイナ保険証

まず、1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを健康保険証として使うと
さまざまなメリットがあります！



薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、

初診時等の窓口負担が低くなる！



限度額適用認定証等がなくても、

手続きなしで高額療養費の限度額を超える

支払いが免除！



マイナンバーカードを保険証として利用する(マイナ保険証)
ための登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いをします。

STEP 1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの
証明写真機からの申請



STEP 2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限**をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。